

---

# I. はじめに

---

---

# I. はじめに

## 事業の目的

平成 18 年 10 月より平成 19 年 3 月の 6 ヶ月に渡って、「精神障害者社会復帰促進研究事業」（以下「本事業」という。）を福岡県より、本協会が受託し、福岡県精神保健福祉士協会の協力のもと研究事業を行うこととなった。

本事業は、生活保護を受給中であり、且つ、精神科医療機関に長期入院中の者に対して、退院及び社会復帰支援を行う場合、どのようなプログラムが有効であるかを目的に研究をすすめるものである。

その背景には、高齢者・一般を含めて平成 17 年 7 月より平成 18 年度にかけて、社団法人福岡県社会福祉士会に委託し、3 福祉事務所において退院後の受け皿の調整を行った結果、精神障害者に対する問題が残り、福祉事務所を基点とした取組みには限界があるということから、本事業を本協会に委託したという経緯がある。

精神障害者の退院及び社会復帰については様々な阻害要因があり、ハード面（受け皿）だけでなく、ソフト面の問題も明確にすることが必要である。本事業では病院の中からの取組みが必要との見解から精神科医療機関に協力頂き、主研究員が協力病院において、対象者の支援を通して研究事業を行ったものであるが、目的として下記の事項を設定した。

- (1) 単に退院が目的ではなく、上手くいったこと・いかなかったことの理由の共通理解
- (2) 入院した段階からの退院及び社会復帰の取組みについての課題の整理
- (3) 入院の長期化防止策の検討

平成 18 年 4 月より施行の障害者自立支援法に基づく障害福祉計画の国的基本方針においては、都道府県及び市町村は「平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち『受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者』（以下『退院可能精神障害者』）といふ。平成 14 年度患者調査で約 7 万人）の解消をめざす」ため、「平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減数目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める」こととなっている。本事業では、入院の長期化防止を目的とし、入院直後の段階から、退院及び社会復帰に対する取組みとして、どのようなことを行えば早期に退院及び社会復帰が可能になるのかということを考察する。

平成 19 年 3 月

社団法人日本精神保健福祉士協会

# 精神障害者社会復帰促進研究事業について

福岡県精神保健福祉士協会

## 1 目的

精神科病院に長期入院する被保護者の社会復帰促進について、病院における手法研究を実践的に行い、福祉事務所及び病院における統合型自立支援プログラムの構築を目指す。

## 2 研究事業モデル病院

- ・本研究事業の趣旨を理解し、事業の実践の場の提供を行う。
- ・本事業の協力病院として委託を受ける。
- ・モデル病院内において、本事業の対象となる事例を抽出する。
- ・対象事例の社会復帰に向け、研究員に対し協力をを行う。

## 3 研究員

### ① 主研究員

- ・本事業の趣旨を理解し、事業の主体的実践を行う。
- ・モデル病院、副研究員の協力の下、対象事例の社会復帰に向け支援を行う。
- ・事業推進のため会議等のコーディネートを行う。
- ・年度毎に事業の報告を行う。
- ・自立支援プログラム作成を行う。

### ② 副研究員

- ・モデル病院内に配置し、本事業の趣旨を理解し、事業の協力的実践を行う。
- ・主研究員と協同し、本事業の推進を行う。

## 4 事業を展開するための会議等

### ① 研究事業検討会議（年2回程度）

- ・モデル病院管理者・担当者
- ・学識経験者
- ・管轄福祉事務所
- ・管轄保健所
- ・地域社会復帰施設
- ・監査保護課
- ・福岡県精神保健福祉士協会

### ② 研究事業推進会議（ケア会議・随時）

- ・モデル病院担当者
- ・管轄福祉事務所ケース担当者
- ・地域社会復帰施設
- ・管轄保健福祉センター担当者
- ・当事者

上記①の会議にて、事業計画・報告・検討を行う。

②の会議は主にケア会議の色合いが濃く、基本的には当事者参加型で行う。目的は自立支援ネットワークの構築を図る。

## 5 自立支援プログラムについて

自立支援プログラムの策定の足がかりとして、自立支援ネットワークを構築する。その内容について関係機関が②の会議で共通の情報と認識を得るため、連携書・記録類などの書類の統一化を図る。当事者が参加した、ネットワークの流れ（フローチャート）が自立支援プログラムに発展するものと思われる。

## 6 研究事業の流れ

